

令和4年4月28日

月形町教育委員会

教育長 古谷 秀樹 様

月形町義務教育学校設置審議会

会長 竹田 紘一

義務教育学校の設置及びその他教育関連施設の適正配置について（答申）

令和3年11月2日付け月教学号で諮問のありましたこのことについて、月形町義務教育学校設置審議会において、本町における現状と課題、義務教育制度の背景や課題、小中一貫教育や義務教育学校のメリット・デメリットを踏まえ、義務教育学校の設置の必要性について慎重に審議を重ねてきました。

その結果として、委員全員の合意により、次のとおり答申します。

1 義務教育学校の設置について

(1) 設置の有無について

【考え方】

義務教育制度については、昭和20年代前半の小学校・中学校6－3制導入から既に70年以上を経過し、いわゆる「中1ギャップ」と言われるように様々な課題が顕在化しています。そのような中、小中一貫教育の取り組みが進み、10年以上にわたる蓄積により、平成28年4月1日より9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類として「義務教育学校」の設置が可能となりました。

義務教育学校のメリットについては、「①中1ギャップの解消、②異学年交流や小学校からの部活動への参加、③柔軟なカリキュラムの編成、④9年間を見通した指導・学力向上、⑤教職員の部活動顧問配置の工夫や校務効率化、⑥PTA組織の一本化や家庭・地域との連携、⑦小中の円滑な接続による特別支援教育の充実、⑧施設維持管理費の縮減（施設一体型の場合）」など、現在の小学校と中学校における制度的な垣根を越え、様々な取り組みが可能となることによるメリットが掲げられています。

本町の現状については、令和2年3月策定の月形町人口ビジョン《改訂版》の

とおり、社会的な人口減少と同様に本町の総人口及び年少人口も一貫した減少が予測されています。特に学校運営における児童生徒数の減少については、これまでの学校統廃合にみられるように非常に大きな課題であり、単独の学校において十分な集団規模を確保することができなくなった場合は、文化、スポーツ、行事など児童生徒の様々な集団活動が制限されることとなります。本町における今後5年間の児童生徒数の将来見込では、1学年10人未満の学年が複数発生する見通しとなっており、遠い将来のことではなく、身近な課題として改めて認識する必要があります。

また、学校施設については、月形小学校及び月形中学校ともに築40年以上を経過し、間もなく耐用年数を迎えることから、計画的な施設整備のあり方を検討する時期に来ています。併せて施設規模についても、現在の児童生徒数は学校建築当時と比較し7～8割程度減少しており、現状に見合う適正な規模とはなっていないことから、必要以上の維持管理費の負担が懸念されるところです。

その他教育関連施設として、学校給食センター及び学童保育所があり、義務教育学校と隣接した設置の検討など、それぞれの施設や運営状況を加味しながら、方向性を見定めていく必要があります。

まち全体の計画においては、月形中学校は防災における町内7カ所ある避難所の一つとなっており、義務教育学校の設置検討にあたっては、防災面からも合わせた検討が必要であることに留意する必要があります。そのほか、現在、月形町地域拠点施設整備等審議会において、地域拠点施設整備の有力な候補地として月形小学校が挙げられています。義務教育学校の設置検討との関連性については、不可分の関係にありますが、教育の独立性に鑑み、過度の影響を受けることなく、教育における基本的な見地から検討を進めています。

【結果】

本町における現状と課題、義務教育学校のメリット・デメリットなどを総合的に判断したとき、本町のこれからの学校教育において、メリットがデメリットを大きく上回り、義務教育学校の設置は必要であると考えます。特に将来的な児童生徒数の減少は避けることが難しく、これまでの学校統廃合にみられるように、今後は、小学校と中学校も一体となり、児童生徒の適正な集団規模を確保していく必要があるものと考えます。小学校と中学校が一体となることは児童生徒の適正な規模の確保だけでなく、教職員も一体となることから、教職員が増えること

による子供たちと教職員の多様な人間関係の構築においても、子供たちの成長に良い影響を与えるものと考えます。そのほか、義務教育学校のメリットとして、義務教育9年間を見通した教育課程の編成、小学校と中学校の円滑な接続、小学校高学年段階における教科担任制の導入による学力の向上、小学校からの中学校への部活動参加、PTA組織の一本化など、小学校と中学校の全ての教職員が子供の将来像を共有しながら、義務教育9年間に責任をもって教育活動を行うことは、今後の学校教育の質の向上と充実を図るうえで、非常に有効であると考えます。

また、義務教育学校のデメリットとして掲げられている9年間同じ学校であることによる人間関係の固定化については、本町は既に小学校1校と中学校1校であり、義務教育学校の設置における新たな課題ということではありません。そのほか、小学校高学年におけるリーダーシップの阻害、中学生から小学生への悪影響、中学校教諭の負担増への懸念、校長の職務が過重となる恐れなども挙げられますが、いずれもメリットとの比較均衡を考えたとき、メリットがデメリットを大きく上回り、デメリットについても他の自治体の事例などから様々な方法により対応が可能な範囲であると考えられます。

本来であれば、小学校と中学校が一体となることは想像し難いと思われませんが、本町には平成13年3月まで札比内小中学校が存在し、その卒業生で現在の保護者となられている方も多数おられます。札比内小中学校は小学校と中学校の併置校であり、義務教育学校のように一つの組織として存在していた訳ではありませんが、校長は一人、PTA組織も一つ、小学校と中学校の教職員が一体となって児童生徒の教育活動を行い、児童生徒も一体となって学校活動をしていたことを考えると、特に制度的な面ではなく保護者などの視点として捉えたときは、義務教育学校のイメージに相当程度近いものと思われ、保護者の理解の促進にも繋がると考えられます。

このように、人口減少、義務教育学校の質の向上と充実、学校施設の老朽化、まち全体の計画などを総合的に判断したとき、これからの本町の学校教育において、義務教育学校の設置は必要であると考えます。

(2) 設置場所

【考え方】

設置場所については、既存校舎の活用等も踏まえると校舎の整備方法と一体的

な検討が必要となります。また、学校は一度設置すると、一般的に半世紀以上の長きにわたり、その地域にあり続けることから、特定の地域や整備方法に限定することなく、様々な可能性について幅広く審議することが、今後のまちづくりにおいても重要なプロセスであると考えられます。

検討にあたっては、多種多様な意見を客観的に判断するため、必要面積、安全性、利便性、経済性、早期性の5つの判断基準を設定し、総合的な比較検討を行いました。特に安全性では、令和元年度に町で作成した防災ガイドブックのとおり、月形中学校のある赤川行政区と市南行政区の一部を除いて市街地の大半が洪水浸水予定範囲に含まれており、本町における過去の石狩川による水害の歴史を振り返っても、同洪水浸水予定範囲への設置は避けるべきものと判断されます。利便性においては、市北・赤川・北農場・市南行政区で本町人口の6割を占めている状況にあり、その中心である市街地に月形小学校及び月形中学校が位置しています。通学路の安全確保やスクールバスが既に運行している現状を考慮すると、既存の学校敷地を活用することに一定の有利性があるものと考えられます。必要面積、経済性及び早期性についても、学校設置には広大な面積が必要であり、新たな土地の選定、取得、費用などを考慮すると、既存の学校敷地を活用することが、現実的な選択であると考えられます。

【結果】

これらを踏まえ、洪水浸水予定範囲に含まれている月形小学校を除き、現実的な選択肢として「①月形中学校の改修+増築、②月形中学校の改築（建替）、③現在の学校敷地以外に新設」の3つのケースについて比較検討を行いました。その中でも、先の5つの判断基準に照らし合わせ客観的に判断したとき、「③現在の学校敷地以外に新設」については、いずれの項目においても、実現の見通しが極めて困難であると判断するものです。

従いまして、設置場所につきましては、月形中学校敷地が妥当と考えられます。

(3) 設置時期

設置時期については、「1-(1)設置の有無について」で審議のとおり、義務教育学校の設置が必要な時期に来ているものと判断します。

義務教育学校設置の決定から、基本構想や設計などの事業計画と工事の期間を考慮すると、開校までに概ね5年程度必要であることは理解できます。

また、学校施設については、多額の予算が必要であり、現在、別の審議会にお

いて並行して行われている主要事業の審議の動向も踏まえながら、町全体として財政計画の見通しを立てていくものと思われますので、設置時期については、主に地方債の借入や償還計画を踏まえた町全体の財政計画に判断を委ねざるを得ないものと考えられます。

本審議会における教育的な側面としては、1年でも早い義務教育学校の設置を望むものです。

(4) その他

校舎について、先の「1-(2)設置場所」の審議にあたって、月形中学校校舎の整備方法も含めた一体的な比較検討を行っていますので、関連事項として次のとおり記載します。

【校舎の整備方法】

義務教育学校は小学校と中学校を一体とし、一つの組織として運営するものであり、児童生徒の教育効果及び教職員組織としての学校マネジメントなどを最大限に発揮するためには、義務教育学校を一つの施設で行う「施設一体型」の建物とすることが必要と考えます。

整備方法については、町の予算及びまち全体の計画としての位置付けが可能であれば、月形中学校敷地における改築（建替）が望ましいと考えます。既存の月形中学校校舎については、築45年を経過しており、今回、「改修+増築」により対応したとしても、その後も約20年毎に再整備が必要となります。また、主要構造部分の変更ができないことにより新しい教育環境に配慮した整備方法が限定的となる場合や、設備の故障、水道管の老朽化など改修後も予期しない突発的な修繕が発生する可能性も否定できません。「改築」については、新しい教育環境（オープンなワークスペースなど）への対応、省エネルギー性能を高めた建物による消費エネルギーと維持管理費の大幅な削減、冷暖房など設備の集中管理による管理負担の軽減や機器更新における煩雑化の解消など、多くの利点があるものと考えられます。

ただし、整備方法の選定にあたっては、町の財政計画の見通しがあって初めて成立するものであることは、十分に理解できます。その際は、「改築」による新しい建物では約60年程度の使用が見込まれることに鑑み、「改修+増築」においても今回の初期整備費用の比較だけでなく、「改築」と同様に約60年という期間において、「改修+増築」の約20年毎の再整備費用なども含め、「改

修+増築」と「改築」の実質負担について比較検討する必要があります。実質負担の比較検討にあたっては、地方債や国庫補助金などの制度を最大限に活用することが重要です。同制度の活用については、詳細な条件や補助要件もありますので、本町で考える義務教育学校の内容や設計の検討と並行しながら、同制度の有効活用に向けて関係機関と十分に協議を行っていただきたいと考えています。

本審議会においては、国庫補助制度等を最大限活用した場合における、今後、約60年間の将来的な実質負担を比較検討しますと、「改修+増築」よりも「改築」の方が有利になる可能性も十分にあると考えられます。今後の教育的な側面と将来的な実質負担の軽減を考慮すると、財政的な見通しが立つのであれば、初期費用は高額となるものの、義務教育学校の校舎の整備にあたっては「改築」が望ましいものと考えます。「新しい制度のもと、新しい校舎で新しい学校をつくっていく」ということは、町民にとっても非常に分かりやすく、子供たちも町民も「新しい学校が始まる」と感じてくれるのではないのでしょうか。

なお、校舎の整備にあたっては、本町における今後の人口減少及び予算規模を勘案し、新たな学校の運営に支障のない範囲で、よりコンパクトな建物としていくことが望ましいものと考えます。

2 その他教育関連施設の適正配置について

(1) 学校給食センターについて

【考え方】

学校給食センターについては、築29年を経過しており、間もなく耐用年数を迎えることから、整備等の検討が必要な時期に来ています。給食を提供している児童生徒数は、建設時の500名程度から現在は約7割程度減少しており、施設・設備の老朽化と合わせて、児童生徒数の減少による1食当たりの経費負担も年々増加しています。

【結果】

町教育委員会の基本方針においては、「大規模な改修が必要になっていることから、義務教育学校敷地内に併設することを検討します」としています。今後、更に児童生徒の減少が見込まれる中で、新たな施設を造ることが本当に必要であるか、更に深く掘り下げた審議が必要であると考えます。同学校給食センターに

係る経費は、児童生徒の保護者が負担する学校給食費に直接跳ね返りますので、今後の保護者負担の在り方や施設の整備計画など、学校給食全体について総合的な審議が必要であると考えます。総合的な審議にあたっては、近隣自治体との共同運営や民間への外部委託など、人口減少時代に合わせた幅広い様々な検討も必要と考えられ、今回の義務教育学校の設置検討とは切り離し、学校給食運営委員会など専門の機関において適切に判断される必要があるものと考えます。

なお、今回の義務教育学校の設置検討にあたっては、将来的な学校給食センターの設置の可能性も考慮し、敷地の確保や建物の配置を行う必要があるものと考えます。

(2) 学童保育所について

義務教育学校を設置した場合、児童の学校からの移動における安全面を考慮すると、学校と隣接した設置が必要な施設であると考えます。

もし、学校と隣接した設置に時間を要することとなった場合は、児童の学校からの移動における安全確保について十分な対策を行う必要があります。

今回の義務教育学校の設置検討にあたっては、学童保育所の設置を考慮した敷地の確保や建物の配置を行う必要があると考えます。

3 おわりに

本審議会については、義務教育制度をはじめとし、本町の現状や課題、人口減少や施設の老朽化等も総合的に勘案しながら、子供たちの輝かしい未来を想像し、まちの活性化と郷土の発展、町民の誇りに繋がることを心から願って、建設的に審議を重ねてきました。

その結果として、人口減少、義務教育の質の向上と充実、学校施設の老朽化、まち全体の計画など、中長期的には必ず解決しなければならない課題であるとの共通認識のもと、本町においては、その解決に義務教育学校の設置が必要であるという結論に全会一致で至りました。

ただし、義務教育学校はあくまでも制度としての器であり、それを実際に動かす具現化していくのは、児童生徒であり、教職員であり、保護者、地域の方々、町民の皆さんであります。過去の町内にいくつもあった学校のように、各地域の風土によってつくられたそれぞれの学校には各々の特色があり、画一的なものや同じものはありません。本義務教育学校も同様に、既に完成されたものに取り組むというこ

とではありませんので、実際には、学校の設置を進める過程において、いくつかの問題や課題、時にはやってみなければ分からないということも少なからずあるでしょう。大切なことは、「成功か、失敗か」、「良いか、悪いか」など二択の結果だけを捉えるのではなく、既に義務教育学校を設置している他の自治体にもみるように、トライ&エラーを繰り返しながら「良い学校をつくっていこう」という気構えが、本学校の設置には必要であると感じます。本町における義務教育学校の設置にあたっては、「みんなで新しい学校をつくっていこう」ということを合言葉に、町民一体となって新しい学校づくりを進めていただきたいと強く願っています。

貴職におかれましては、次代を担う子供たちの輝かしい未来の創造に努め、みんなで新しい学校をつくることにより、地域や町民の方々の自信や誇りに繋がり、町民みんなの心の故郷となれるような学校づくりを期待するものです。

月形町義務教育学校設置審議会の概要

1 委員

役職	氏名	所属等
会長	竹田 紘一	月形町行政区連絡会議
副会長	東出 敏幸	月形中学校PTA代表
	津坂 佳史	月形町行政区連絡会議
	堀 誠哉	月形町行政区連絡会議
	松浦 朝太郎	月形小学校PTA代表
	堀 美百紀	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表
	鈴木 智穂	月形町認定こども園花の里こども園保護者代表
	山下 正志	月形町校長会
	箕田 裕	月形町教頭会

2 会議

(1) 令和3年度第1回審議会

- ◎ 日時 令和3年11月2日(火) 16時25分
- ◎ 議事 ① 義務教育学校設置検討に関する基本方針について
② 審議会開催スケジュールについて

(2) 令和3年度第2回審議会

- ◎ 日時 令和3年11月30日(火) 16時30分
- ◎ 議事 ① 本町の現状について
 - ・児童生徒数について
 - ・学校教育の連携について

- ・学校施設について
- ・まち全体の計画について
- ② 義務教育学校の必要性について
 - ・本町の課題について（人口減少及び社会的変化、義務教育の充実、学校施設、まち全体の計画）
 - ・導入のメリット・デメリットについて
 - ・総合的な方向性について

(3) 令和3年度第3回審議会

- ◎ 日 時 令和4年1月19日(水) 16時30分
- ◎ 議 事 ① 義務教育学校の設置場所、設置時期、校舎について
 - ・比較検討項目について
 - ・財源措置について
 - ・比較検討について
 - ・整備方法の総合的な方向性について
- ② その他教育関連施設について

(4) 令和3年度第4回審議会

- ◎ 日 時 令和4年2月28日(月) 16時30分
- ◎ 議 事 ① 義務教育学校の設置の有無について
 - 設置の有無
 - ・設置場所
 - ・設置時期
 - ・校舎
 - その他教育関連施設
 - ・学校給食センター
 - ・学童保育所
- ② 保護者説明会について

(5) 令和3年度第5回審議会

- ◎ 日 時 令和4年3月25日(金) 16時30分
- ◎ 議 事 答申書(案)について

(6) 令和4年度第1回審議会

- ◎ 日 時 令和4年4月28日(木) 16時30分
- ◎ 議 事 保護者説明会の開催結果について
- ◎ 答 申 教育長へ答申